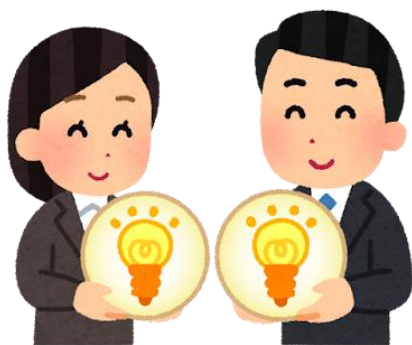


発明・考案した新技術等を保護し
事業拡大に活用するための特許権・実用新案権取得を補助します。



令和7年度

第2次

特許等出願補助金

第2次募集期間

令和7年7月30日(水)～8月29日(金)

補助対象者

県内に事業所を有するものづくり中小企業者等

対象となる経費

○特許出願料

○出願審査請求料※1

※1 令和8年1月31日までに審査請求と代理人への支払いが完了したものに限り

○実用新案登録出願料

○代理人費用※2

※2 交付申請前に実施する先行・類似技術調査に要する費用も含む

補助率と上限額

補助対象経費の2/3 上限30万円

申請方法や補助の要件など、当センターHP掲載の募集要領を必ずご確認ください。

<https://www.infosaga.or.jp/news/000251.php>

補助金に関するお問い合わせはお気軽に

公益財団法人佐賀県産業振興機構

佐賀県産業イノベーションセンター

技術振興課 担当:丸山、内田、清河

☎ 0952-34-4413 ✉ chizaishien@mb.infosaga.or.jp

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

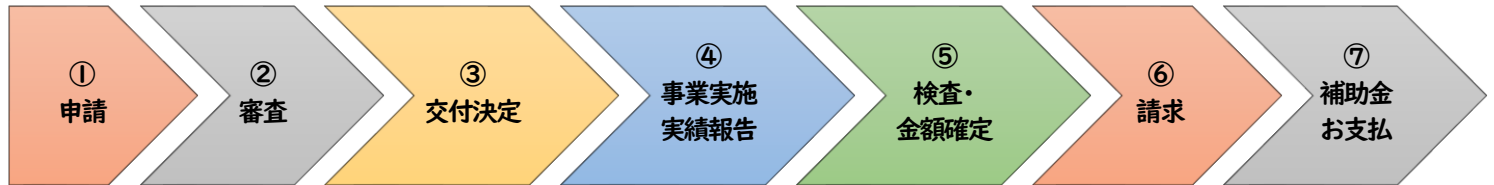
募集要領はこちらから



補助金を申し込む前に必ずお読みください！

- 補助金は中小企業者等の皆さまの**事業活動をサポート**するものです。
- 補助金の支払いは事業の実施を確認させていただいた後（**後払い**）となります。
- 申請の方法や**補助の要件**については**募集要領を必ずご確認ください**。

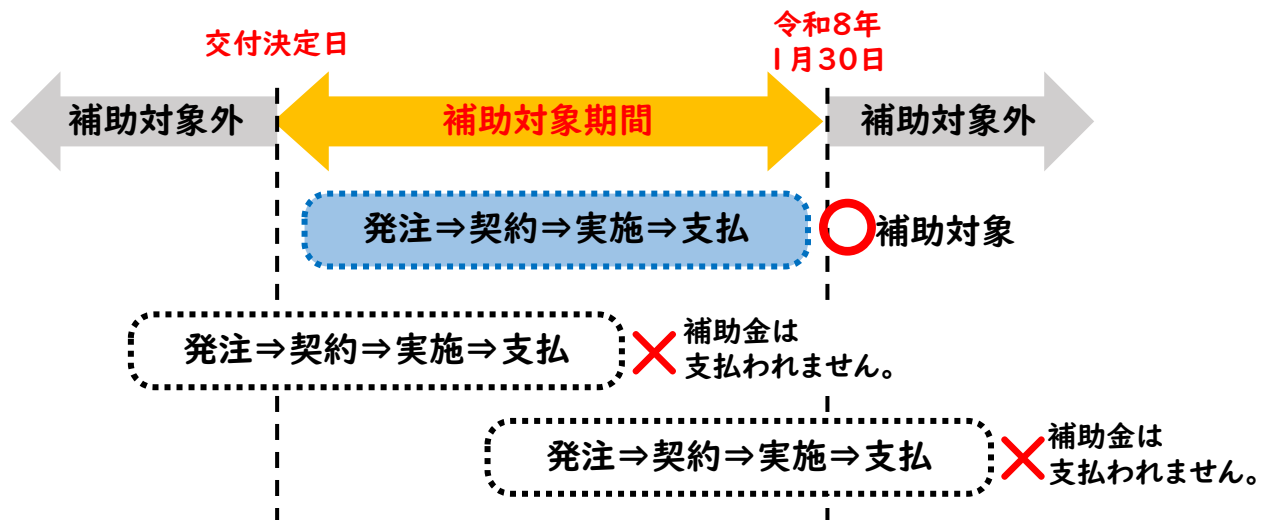
■ 補助金が支払われるまでの基本的な流れ



- ① 申請に必要な**書類をご提出**ください。
- ② 申請内容の**審査**を行います。
- ③ 審査を通過すると補助対象として採択し**交付決定を通知**します。
- ④ 補助対象となる**事業を実施**し、その**報告（実績報告）**をしていただきます。
- ⑤ 適正に事業と支払が行われたかを**検査**して**補助金の額の確定**をします。
- ⑥⑦ 確定した金額の**請求書をご提出**いただき、補助金をお**支払い**します。

■ 補助対象期間の考え方

- 補助金には、その対象となる期間（**補助対象期間**）があります。
- 発注・契約・実施（購入）・支払（決済）を**期間内で行う**必要があります。



補助金についての質問や相談は下記担当までお気軽に！

公益財団法人佐賀県産業振興機構
佐賀県産業イノベーションセンター
技術振興課 担当:丸山、内田、清河

☎ 0952-34-4413 📧 chizaishien@mb.infosaga.or.jp